

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県人事委員会

- 職員採用試験に関する規則の一部を改正する規則
- 平成二十九年福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験を行う件

福島県人事委員会

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年七月二十八日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十八号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則（昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

「行政事務

別表第二福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験の項中

「行政事務

一般行政の事務（警察本部及び警察署等におけるものを除く。）に
関する業務に従事することを職務
とする職

を
農業土木

一般行政の事務（警察本部
察署等におけるものを除く
関する業務に従事すること
とする職
主として農業土木に関する
技術又はその他の能力を必

る業務に従事することを職
る職

及び警
。に
を職務
に改める。

知識、
要とす
務とす

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

公告第八号

平成二十九年福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験を次のとおり行
います。
平成二十九年七月二十八日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受 験 資 格
農業土木	若 干 名	昭和三十三年四月二日以後に生まれた者で、民間企業における職務経験を五年（一年未満の就業期間及び一月を超える休職、休業その他の職務に従事していない期間を除きます。）以上有するもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

(一) 教養試験(多肢選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。

(二) 論文試験

2 第二次試験

(一) 口述試験

(二) 適性検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第一次試験	平成二十九年九月二十四日(日)	福島市	平成二十九年十月二十五日(水)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成二十九年十一月十四日(火)から同月十五日(水)までの二日間のうち指定する一日	福島市	平成二十九年十二月八日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手續

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。
 なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間

平成二十九年七月二十八日(金)から同年八月二十五日(金)までです(郵便による申込みは、同年八月二十五日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。)

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日まで(平成二十九年八月十一日(金)を除きます。)の午前八時三十分から午後五時十五分までです。
 ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十九年八月二十五日(金)にあつては、午後五時十五分まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一八九、一〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。
 六 合格から採用まで
 合格者名は、区分試験ごとに作成される採用候補者名簿に第二次試験に係る得点順に登載された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問合せ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局にお問い合わせください。
 別表

教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数)

社会科学(9)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(10)及び数的推理・資料解釈(6)

(採用給与課)

